

石綿肺症例の解析調査について

平成 22 年 1 月
石綿健康被害対策室

< 調査名称 >

平成 21 年度指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査

< 中間結果 >

石綿肺症例数 ; 100 例 (平成 21 年 11 月末現在)

全国の労災病院を中心とする医療機関 (37 機関) において石綿肺と診断された症例を収集し、これを専門家が複数名で画像所見を中心に職歴も含めて総合的に精査を行い、石綿肺と判定したものを。

労災認定状況	認定あり	認定なし	不明
症例数	44	36	20

労災認定状況の内訳	管理 4		合併症あり (注1)
	大陰影あり	著しい肺機能障害あり (注1)	
症例数	0	18	26

(注1) 調査票の「管理区分、労災認定等」の欄に明記されていたものと、調査票の他の項目の記載内容から判断し得たものを合わせている。

「合併症あり」症例の呼吸機能データの分析	総数	呼吸機能データから「著しい肺機能障害あり」と言える			データからは「著しい肺機能障害あり」とまでは言えない	データ無し
		%VC が 60%未満	AaD02 が 限界値を 超える			
全体	26	13	10	4	12	1
続発性気管支炎	15	9	8	2	5	1
肺がん	12	5	3	2	7	0
続発性気胸	2	1	1	0	1	0
肺結核	0	-	-	-	-	-
結核性胸膜炎	0	-	-	-	-	-
気管支拡張症	0	-	-	-	-	-

(注2) 一部数値に重複がある。(同一症例で複数の合併症がある場合、同一症例で複数の呼吸機能データにおいて「著しい肺機能障害あり」と言える場合)

(注3) 呼吸機能データの分析は、「じん肺診査ハンドブック」(中央労働災害防止協会)に掲載されている基準値を基に、該当する症例を集計

(呼吸機能評価指標の解説)

「%VC」・・・対標準肺活量。実測肺活量を予測肺活量で除した値。スパイロメトリーによる検査によって得られる。拘束性換気障害の評価に用いられる。じん肺法では60%未満の場合、「著しい肺機能障害がある」と判定される。

「AaDO₂」・・・肺動脈血酸素分圧較差。血液ガス分析検査によって得られる。酸素化能の評価に用いられる。じん肺法では2次検査として位置付けられ、年齢ごとに限界値が定められており、限界値を超える場合、諸検査の結果とあわせて「著しい肺機能障害がある」と判定される。